

【貨物】行政処分状況（令和7年9月分）

トラック

令和7年9月2日時点

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和7年9月1日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社ミナミ建設 代表者 玉城剛 (法人番号3360002011147) 沖縄県南城市大里字大城1820-7
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県南城市大里字大城1820-7
(4) 行政処分又は命令の内容	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(5日車)、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第27条第1項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	<p>令和7年2月20日、法令違反の疑いがあることを端緒とし監査実施。7件の違反が認められた。</p> <p>(1)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (2)点呼の一部実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (3)点呼の一部記録なし(安全規則第7条第5項) (4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (5)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項) (6)運転者に対する指導及び監督義務違反(安全規則第10条第1項) (7)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)</p>
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 31点 (当該営業所) 31点